

# 憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議 (憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007  
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2025年4月10日(木)  
NO. 1569号  
本号3頁

## 抗議の中、能動的サイバー防御法案が衆院通過

共謀罪 NO 実行委員会らが能動的サイバー防御法の衆院本会議での採決が午後予定されている8日のお昼から、議員会館前で緊急行動を行いました。参加者らは、その危険性を訴え、「最後まで声を上げよう」「参議院に送られてからが勝負。何としても廃案にさせよう」と訴えました。

サイバー攻撃に先手を打って被害を防ぐ「能動的サイバー防御」導入に向けた関連法案は、自民、立憲などの賛成多数で可決されました。政府が通信情報を平時から監視し、電気や鉄道などの基幹インフラ事業者が被害に遭った場合、政府への報告を義務付けるとし、攻撃元のサーバーに入り込み無害化する措置は警察や自衛隊が対処するとしています。

能動的サイバー防御法は、相手国などがサイバー攻撃を行うとの兆候があれば、先に相手サーバーを無害化、すなわち破壊するとしています。それを警察と自衛隊が行うとしています。しかし、自衛隊が相手国のサーバーを攻撃したら、相手国は怒り、大変に事態となります。また、憲法21条の「通信の秘密」に反する行為が行われる危険性があります。

政府は、国内外で相次ぐサイバー攻撃が国民生活にもたらすとして、法整備を急いでいました。参院での審議を経て今国会中の成立を目指すとしています。

政府は、メール本文のようなコミュニケーションに関わる情報は監視の対象外としています。攻撃元のサーバーを無害化する措置はまず警察が担い、「特に高度で組織的かつ計画的な行為」には自衛隊が当たるとしています。情報監視や無害化措置が適正かどうかをチェックするための第三者機関「サイバー通信情報監理委員会」を新設します。

野党は、恣意的運営に懸念があるとし、憲法21条の「通信の秘密」尊重を明記する規定や、監理委による国会報告の具体的な項目を盛り込むよう求めました。

### 「ネット監視・サイバー先制攻撃法案」の廃案を求める署名 にご協力を

●「ネット監視・サイバー先制攻撃法案」の廃案を求める署名 のホームページをご覧ください。  
憲法第9条の平和主義に反し、第21条の通信の秘密を侵害するこの法案について次の事項を強く求めます。

●憲法に反する「ネット監視・サイバー先制攻撃法案」は、慎重審議のうえ、廃案にしてください。  
「ネット監視・サイバー先制攻撃法案」に反対する市民の声を見える形にするために、このアピールに多くの方が賛同いただきますよう呼びかけています。

●署名呼びかけ人

秋山正臣 (憲法を守りいかに共同センター・共同代表) 飯島滋明 (名古屋学院大学教授)  
海渡雄一 (弁護士) 清末愛砂 (室蘭工業大学大学院教授) 斎藤裕 (弁護士)  
清水雅彦 (日本体育大学教授) 染裕之フォーラム平和・人権・環境・共同代表)  
田中優子 (法政大学名誉教授) 永山茂樹 (東海大学教授)  
菱山南帆子 (許すな! 憲法改悪・市民連絡会・事務局長) 吉田健一 (弁護士)

## 船田与党筆頭幹事「改憲条文案の採決」等を求める維新に、 「3分の2という大きなハードルがあり、慎重に」と答弁

4月3日の衆院憲法審査会で、維新の会の阿部圭史委員がいつものように5会派の意見はまっとう待っているとして、次のような質問をしました。

「わが党の青柳委員からの提案は、緊急事態条項に関する次の二点を申し上げました。一つ目、条文起草委員会を早期に立ち上げるための意思決定を採決で行うこと。二つ目、各党の考える条文案を本審査会に提出すること、そのための意思決定を採決で行うこと。

これら二点について、国民民主党と有志の会は異論なしということでございました。

そこで、自民党(公明党)に対し、前回の本審査会で我が党が提案した二点、について改めて見解を伺います」

◆これに対して、船田与党筆頭幹事は、次のように答えました。

「この問題につきましては、我々も方向性としては、もうこれでいきたいという気持ちは大変強く持っております。ただ、やはり、これは三分の二という大きなハードルもございます。もちろん、起草委員会をつくる、あるいは提示をすることについて、採決をすること自体は、これは二分の一でいいわけでありますが、しかし、三分の二ということを考える場合には、やはりそこは慎重に判断をしていきたいと思っております」

◆さらに、公明党の濱地委員は、「先ほどの起草委員会等の採決ということでありましたが、私は、もう少し環境整備を整えながら、各党いろいろな意見を整えながら、この憲法審査会という場でもございますし、やはり環境整備というものが少し大事だろうと思っております。したがって、今現在ですぐこういったものを採決するということについては、若干ネガティブであるということを表明したいと思っております。

その上で、やはり、先ほど山下さんからもありましたが、国民投票の環境整備や広報協議会の規程、細則ということは、環境整備で、恐らくこれは改憲派若しくはそうじゃない会派についても共通でございますので、こういった共通のテーマから一つ一つ詰めていく、そういった審議会にまずはすべきではないか、そのように意見を表明したいと思います」と、答えたのです。

### **自公で参院と衆院の主張が違っているのに「採決、採決」と繰り返す維新は…**

前号、前々号で紹介しましたように、自民党と公明党は参院側と衆院側では主張が違っています。とりわけ、自民党の船田氏は自民党憲法改正本部で8月7日、9月2日にまとめた内容で話をしておらず、これに参院の佐藤正久与党筆頭幹事が批判し、まとめられた主張を語っています。これがこの日の衆院憲法審査会でも指摘されています。こんな状況で「採決」「採決」と繰り返す維新の会には飽きてしまいます。

ちなみに、参院憲法審査会での佐藤筆頭幹事の発言に、立憲の小西行之委員は、「緊急集会について、法の支配、立憲主義、憲法の基本原理に基づく議論を求めつつ、先ほどの佐藤筆頭幹事の良識の府の参議院の矜持あふれる緊急集会の意見表明に深い敬意を表す」と述べています。

## **石破首相、「世界日報」から取材 地方相在任中、15年掲載**

石破茂首相は7日の参院決算委員会で、世界平和統一家庭連合(旧統一教会)と関係が深いとされる新聞「世界日報」から過去に取材を受けていたと明らかにしました。

その上で「自民党の調査にきちんと報告している。新たな事実が明らかになったわけではない」と釈明しました。ただ、自民はこの件を公表していません。

共産党の山下芳生氏は、2015年1月の世界日報に同社社長(当時)が地方創生担当相の石破氏と座談会を行ったとする記事が載っている、と報じた今日付「しんぶん赤旗」日曜版を基に追及しました。石破氏は「世界日報に私に関する記事が掲載されたことは間違いない。取材も受けた」と認めました。山下氏が真相解明を迫ったのに対し、石破氏は「真摯に受け止める」と答えるにとどめました。

### **旧統一教会、解散後の財産帰属先を「天地正教」と2009年決議してた**

東京地裁から解散を命じる決定が出ている世界平和統一家庭連合(旧統一教会)が、解散した場合に残る財産の帰属先を北海道帯広市の宗教法人「天地正教」と2009年に決めていたことが明らかになりました。旧統一教会の被害者を支援する弁護団は、教団解散後も活動が別の宗教法人に引き継がれて事実上存続する可能性を指摘しています。

宗教法人法によると、宗教法人は解散時、裁判所が任命する清算人が債務弁済などの清算業務にあたり、残余財産があった場合は、教団の規則に従って引き渡されます。

財産の帰属先に関しては、解散を命じた東京地裁の決定に書かれていました。それによると、旧統一教会は09年6月に責任役員会で、残余財産の引き渡し先を天地正教と決議しました。直前に、教団信者が社長を務める印鑑販売会社をめぐる事件で、会社事務所が捜索を受けるなどしていました。

天地正教は1987年に設立されました。地裁の決定によると、旧統一教会の元信者らが訴え、同教団の損害賠償責任が認められた民事訴訟判決で、献金先と認定されたこともありました。

全国統一教会被害対策弁護団の阿部克臣弁護士は、解散後に教団の活動が別の法人に引き継がれ、税優遇などを受けながら存続する可能性を指摘。残余財産が別法人に引き渡されることで、「清算後に被害を訴えても救済が難しくなる」と課題を指摘します。

地裁の決定によると、旧統一教会は、2015～22年度に献金などで年平均約409億円の収入があり、22年度末時点の「総資産」は約1181億円だでした。阿部氏は、23年成立の被害者救済法に包括的な財産保全規定が盛り込まれなかったこともあり、解散前に天地正教を含む国内外の関連団体に「財産が移される可能性が高い」とも指摘しました。

法人登記簿によると、天地正教は目的を「弥勒菩薩（みろくぼさつ）を本尊として、教義をひろめ（る）」などとし、代表役員は東京都内居住となっています。

旧統一教会の田中富広会長は3月27日の記者会見で、09年の教団の決議について「承知しています」と認めつつ、「解散後の資産については、いま私たちはそれどころじゃない。（安倍晋三元首相が銃撃された）事件後、解散後の財産が議題になったことは一度もありません」と答えました。

また、教団の佐藤進広報局長は両法人について「互いの理念に共鳴する友好団体で、人事交流などの関係はない」と述べました。09年の決議については「当時の具体的な記録はなく、どんな経緯で（天地正教を）指定したのか、詳細はわからない」と話しました。

## **万博会場 爆発濃度ガス検知発表 協会の「安全」姿勢問われる**

日本国際博覧会協会は6日夜、開幕が迫る大阪・関西万博の会場内で、着火すれば爆発の危険がある下限濃度（5v o1%）を超えるメタンガスが検知されたと発表しました。

同日、試験的に来場者を招く「テストラン」で会場を訪れていた元消防士で日本共産党の寺本けんた守口市議が検知を通報。消防署と協会の職員が改めて検知し、濃度が確認されました。大量のメタンが発生し続ける危険な万博会場であるにもかかわらず、「対策済み」「安全」としてきた姿勢が問われています。

寺本氏は6日、持参したガス検知器で、昨年3月に爆発事故が起きた東トイレ付近を測定。マンホールのふたの穴に検知器のノズルを数センチ入れて測定したところ、5v o1%超えが表示されました。午後4時ごろ119番通報しました。

その後、消防隊員らが現場に到着してガス濃度を測定。協会は午後4時25分に周囲への立ち入り規制をしたと発表していますが、寺本氏によると午後5時前でもまだ周囲に来場者が往来していたといいます。協会は、ふたを開けて換気を行い、午後5時半ごろ規制を解除したとしています。

今回、爆発濃度が検知された地下ピット（空間）では、これまでも基準値を超える値が検知されており、協会は、穴の空いたふたへの交換など対策を行ってきたと説明。6日朝の測定値は「0」だったとしています。

協会は、今後は周囲に柵を設けて、ふたを常に開放し、周辺の地下ピットも含めてモニタリングの頻度を上げるとしています。

現場がある夢洲（ゆめしま）1区は全体が現役の廃棄物処分場で、83本のガス抜き管からメタンガスが1日に約3トン排出されています（昨年12月の調査）。今回の件は、大量のメタンが管以外からも出ており、濃度も刻々と変化していること、対策が極めて難しいことを改めて示しています。会場を夢洲にした維新政治と政府の責任、安全に責任をもたずに開幕に走る協会の姿勢が問われています。

## **憲法会議結成 60年記念講演会の録画視聴 1万回超える**

渡辺治氏の憲法会議結成 60 年記念講演会の録画を、憲法会議のホームページから視聴できるようにしてあります。なお、そこには渡辺氏の講演レジュメと資料も掲載してあります。

その視聴回数が 1 万回を超えました。個人での視聴とともに、福井等では数人での視聴学習会も開催されています。是非、ご視聴ください。

「憲法会議結成 60 年 記念講演会」のレジュメ・資料・動画をアップします

講演：渡辺 治氏 「憲法会議の 60 年と新たな情勢のもとでの改憲阻止のたたかい」

●レジュメ ●資料

●動画 以下の URL からご覧ください。 [https://youtu.be/Wt4IscdAF4Q?si=0o9vm3ctdefJVf\\_F](https://youtu.be/Wt4IscdAF4Q?si=0o9vm3ctdefJVf_F)

## 憲法会議結成 60 年記念講演会 渡辺治氏のレジュメより その 3

### 3 第 3 期の憲法運動・憲法会議 (2012～2020)

第 3 期の改憲、憲法蹂躪を引き起こした最大の要因は、軍事大国化の野望を持って安倍政権再登場

(1) 復活安倍政権と解釈、明文改憲の新段階

(a) 安倍政権の改憲戦略、第 1 次政権の挫折の「反省」踏まえた、2 つの新方針

① 緊急の軍事化は憲法に手をつけずに解釈、立法措置で実行、解釈改憲優先路線と 2 本建路線

② 日本国憲法を全否定する改正論は避け、9 条改憲も「戦争する国」づくりの警戒持たせない

2013 特定秘密保護法、国家安全保障会議、戦略、2014 武器輸出 3 原則破棄

(b) 集団的自衛権行使容認への政府解釈改変と安保安法制

2014 集団的自衛権行使容認の解釈変更 2015 安保安法制

(c) 改憲第 5 の波 安倍改憲・挫折の「反省」踏まえた 4 つの工夫とその挫折

① 日本国憲法の全面改正、断念、改憲項目を 4 つに絞った

改憲手続法は全面改正をしにくい、改憲手続法に乗って改正

②改憲が戦争する国づくりの印象を与えない工夫—自衛隊明記は「自衛隊違憲論払拭のため」

③9 条改憲につき、改憲派の 9 条 2 項削除・自衛軍保持改憲放棄、9 条への自衛隊明記改憲へ

④改憲手続法に則り、憲法審査会の合意重視→改憲発議へ

**18 年党大会の 4 項目「条文イメージ (叩き台素案)」**

しかし、安倍改憲「市民と野党の共闘」の運動と憲法審査会での立憲野党の頑張りにより挫折

(2) 第 3 期の憲法運動、憲法会議の特徴

(a) 安倍軍拡と対決し、安倍改憲を阻止したことの成果

1) 過去最も強力な改憲第 5 の波を阻止し、戦争国家体制を完成させなかった

2) 参加層を、さらに、立憲主義の蹂躪に反対する層にまで拡大

3) 安倍軍拡に対峙する中で「市民と野党の共闘」という、かつてない共闘を作った

(b) 憲法会議、「市民と野党の共闘」の結成、発展に尽力

第 2 期の経験の発展、5.3 憲法集会実行委員会の経験、秘密保護法反対運動の共闘、反原発

「解釈で憲法 9 条を壊すな！実行委員会」、「戦争をさせない 1000 人委員会」、「戦争する国づ

くりストップ！憲法を守り生かす共同センター」の 3 団体が共同して、2014 年末総がかり行動

実行委員会結成

2015 年の 5 月 3 日憲法集会実行委員会主催の集会に民主党、共産党、社民党等の党代表が出席

「市民と野党の共闘」安保安法制反対運動の昂揚

15 年 9 月 19 日強行採決後、安保安法制廃止を目指す共闘に発展、2000 万人署名の大運動

「市民連合」の結成、イニシアティブで市民連合と 4 野党間で共通政策、16 参院選で野党共闘

**安倍改憲に対し「安倍 9 条改憲 NO! 全国市民アクション」結成、全国署名、安倍改憲を挫折**

(c) 市民と野党の共闘の特質—安保安共闘を大きく発展

1 市民と野党の共闘の結成には、組合、政党に加え、市民運動団体が共闘への蝶番

2 労働組合、政党、様々な領域の民主的諸運動に、新たに 9 条の会等市民的諸団体が大量参加

3 全国の地域に深く根を張って組織、持続

地域の民主団体、憲法会議、組合、9 条の会、さまざまな市民団体などが重層的に、地域レベルで、総がかりや、市民の会を作り活動

4 共闘が安保安法制の強行採決後にも存続しただけでなく、政治を変える共闘にまで発展